

令和5年度中山間地域等直接支払制度の実施状況を公表します。

当制度を実施することにより、阿賀野市の中山間地域において約201.5haの農地が耕作放棄されることなく維持され、国土保全や景観形成等の中山間地域が果たしている多面的機能も保持されています。

令和6年8月30日
阿賀野市

本市における令和5年度中山間地域等直接支払制度の実施状況について、「中山間地域等直接支払交付金実施要領」第12の規定により公表します。

【概要】

- 1 新潟県における制度実施市町村は22（令和6年3月末現在）で、対象となるすべての市町村で制度が実施されています。
- 2 本市の協定締結数は、今対策（5期対策）より14集落協定となり、新たな協定のもと、令和2年度からの5年間における取り組みが始まりました。
- 3 協定締結面積は約201.5haで、制度の対象となる農地の約96%を占めています。（対象農用地総量は約210.9haです。）
- 4 交付金の総額は約2,032万円で、農道・水路の整備などに活用されています。
- 5 集落において中核的な農家を担い手として位置付け、農地の利用権設定や農作業の受委託によって継続的な営農体制を構築し、有機栽培や減農薬減化学肥料栽培による高付加価値型農業を実践するなど、多様な地域活性化の取り組みが集落協定に基づき展開されており、今後もこれらの取り組みを推進することが重要となっています。

「中山間地域等直接支払制度」

過疎化・高齢化が進展する中で、平地に比べて農業生産条件や社会的条件の不利性から耕作放棄地の増加が特に懸念される中山間地域等において、生産条件の不利を直接的に補正することにより、農業生産活動を通じて多面的機能を確保するもの。

協定を締結した急・緩傾斜地等の農用地を5年以上継続して耕作・管理する者に対して、地目・勾配別単価区分等に基づき交付金が交付される。